

名古屋市公報	令和 4年 6月22日 第157号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政法制課長 発行人

目次	ページ
告 示	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について （環境・地域環境対策課）（第374号）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について （環境・地域環境対策課）（第375号）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について （環境・地域環境対策課）（第376号）	5
○ 筒井土地区画整理審議会委員の選挙期日 （住都・大曽根北・筒井都市整備事務所）（第377号）	6
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について （緑土・道路建設課）（第378号）	7
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 （財政・税制課）（第379号）	9
○ 名古屋市地区会館の指定管理者の公募（ス市・地域振興課）（第380号）	10
交 通 局 告 示	
○ 参議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について（第7号）	13
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （経済・地域商業課）	16
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 （上下水・営業課）	18
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 （上下水・営業課）	19
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 （上下水・営業課）	20
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 （上下水・営業課）	21
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 （住都・建築指導課）	22
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （経済・地域商業課）	23
○ 土地改良区の役員の就退任の公告 （緑土・都市農業課）	25
○ 農業委員会総会の開催公告 （農業委員会）	26

雑

- 名古屋市人事委員会の人事異動
- 職員の懲戒処分

報

- (人事・審査課) 27
 - (教育・総務課) 28
-

名古屋市告示第 374号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区黄金通 8丁目16番 2の一部及び中川区長良町 1丁目95番 6
の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 375号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市熱田区六野一丁目 307番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 376号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区大江町12番12の一部及び本星崎町字南3998番 9の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 377号

筒井土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めました。

令和 4年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 令和 4年 9月11日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 378 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

令和 4 年 6 月 14 日

名古屋市長 河 村 た か し

電線共同溝を整備すべき道路

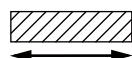
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道東海橋線	名古屋市港区川西通 5 丁目 5 番 1 地先から 名古屋市港区川西通 3 丁目 35 番地 先まで	附図
2	市道泰明町第 1 号線	名古屋市港区川西通 4 丁目 23 番地 先から 名古屋市港区泰明町 1 丁目 1 番地 先まで	

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

附 図



凡 例



電線共同溝を整備すべき道路

名古屋市告示第 379 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和4年6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 子育て支援のNPO まめっこ	名古屋市北区柳原四丁 目2番3号	令和4年5月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 380号

名古屋市地区会館の指定管理者の公募

名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）第12条第 1項の規定により、名古屋市地区会館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

- (1) 名古屋市楠地区会館（名古屋市北区楠味鋤三丁目 612番地）
- (2) 名古屋市山田地区会館（名古屋市西区八筋町78番地）
- (3) 名古屋市富田地区会館（名古屋市中川区戸田四丁目2502番地）
- (4) 名古屋市南陽地区会館（名古屋市港区春田野三丁目 101番地）
- (5) 名古屋市志段味地区会館（名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1）
- (6) 名古屋市徳重地区会館（名古屋市緑区元徳重一丁目 401番地）

2 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 施設の供用等
- (2) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）
- (3) 事業計画書及び収支予算書の提出
- (4) 事業報告書及び収支決算書の提出
- (5) 管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施
- (6) 災害・事故発生時など、緊急時の対応
- (7) 名古屋市地域防災計画における指定避難所、二次避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営（名古屋市楠地区会館を除きます。）
- (8) 指定期間終了に当たって引継業務

(9) その他必要な管理運営業務

3 指定管理者が行う自主事業

- (1) 地区会館まつりの実施
- (2) 教室等の実施
- (3) その他指定管理者の提案により実施する事業

4 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

5 申請に関する書類の配布及び申請の受付

(1) 募集要項等の配付

募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000152696.html>

(2) 申請書類の受付・問合せ先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域振興係

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3118

ファックス番号 052-972-4458

電子メールアドレス a3118@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(3) 提出方法

持参のみとします。なお、申請書類を提出される際は、あらかじめ電話で予約したうえで来庁してください。

(4) 受付期間

令和 4年 6月15日（水）から同年 7月29日（金）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(5) 提出期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時必着

6 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

名古屋市交通局告示第7号

参議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

参議院（愛知県選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成6年運輸省告示第819号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行します。

令和4年6月15日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証1枚と引換えに、臨時定期券1枚を発行するものとします。

2 発行の数

公職の候補者1人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて15枚

3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前8時45分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しません。

4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業係
（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号、市役所西庁舎2階）

5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

6 通用する区間

- (1) 高速電車 市営全線
- (2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

7 運賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示に定める金額とします。

8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとします。

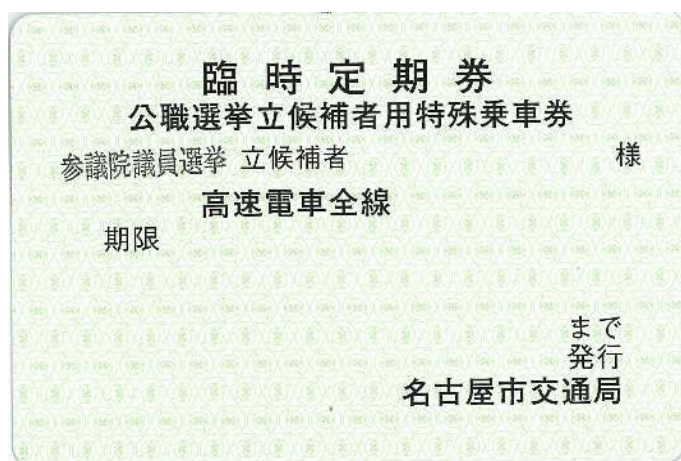
9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収します。公職の候補者の届出が却下された後又は公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含みます。）後使用した場合も同様とします。

10 様式

(1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色
文 字 黒 色
期限表示 黒色アラビア数字



(裏面磁気膜)

(2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色
印刷文字 黒 色
券面 (選) 白地にオレンジ色

期限表示 黒色アラビア数字

No.

選挙立候補者
及び運動員用

バス乗車券

候補者名

殿

区 間	愛知県内バス路線全線
期 間	令和 年 月 日限

発
行
者

令和 年 月 日発行

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 6月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン天白店

名古屋市天白区菅田二丁目 901番 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
芙蓉総合リ ース(株)	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代 田区麴町五 丁目 1番地 1	変更なし	代表取締役 織田 寛明	変更なし

3 変更の日

令和 4年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月13日から同年10月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 4年 6月13日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1556号	愛菜設備	鍵 充浩	名古屋市守山区小幡 中三丁目 9番16号 ストーンヒルズ 203 号	令和 4年 5月18日
第1557号	北村工業 (株)	北村 岳生	名古屋市天白区野並 一丁目 100番地	令和 4年 5月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 4年 6月13日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1172号	㈱アクア アース	小吹 猛	名古屋市緑区浦里三 丁目 287番地	令和 4年 5月11日
第1112号	長田水道 商会	長田 幸一	名古屋市中川区万場 二丁目1041番地	令和 4年 5月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年6月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1556号	愛菜設備	鍵 充浩	名古屋市守山区小幡 中三丁目 9番16号 ストーンヒルズ 203 号	令和4年5月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 4年 6月13日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1172号	㈱アクア アース	小吹 猛	名古屋市緑区浦里三 丁目 287番地	令和 4年 5月11日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市名東区つつじが丘201番、301番及び302番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 6月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド新野並店

名古屋市緑区鳴海町字小森 1番地の 3 ほか10筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	株ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	—	—	—	令和 2年 9月 30日
2	—	—	—	株ヤマダデンキ	代表取締役 上野 善紀	群馬県高崎市栄町 1番 1号	令和 2年 10月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、退店のため

(2) №. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 6月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 6月14日から同年10月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年10月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、茶屋新田土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 4年 6月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 退任役員

理事	布目 勝	名古屋市港区東茶屋一丁目 521番地
理事	武田 宗雄	名古屋市港区東茶屋一丁目 101番地
理事	山田 智	名古屋市港区川園一丁目 9番地
理事	熊澤 洋芳	名古屋市港区東茶屋一丁目 256番地
理事	横井 幸夫	名古屋市港区秋葉一丁目76番地
監事	渡邊 弘道	名古屋市港区東茶屋一丁目 416番地
監事	新保 茂雄	名古屋市港区藤高五丁目14番地
監事	山本 妙子	名古屋市港区川園三丁目60番地

2 就任役員

理事	布目 勝	名古屋市港区東茶屋一丁目 521番地
理事	武田 秀春	名古屋市港区東茶屋二丁目 120番地
理事	坂野 友彦	名古屋市港区西茶屋四丁目 163番地
理事	武田 照二	名古屋市港区東茶屋一丁目 280番地
理事	鈴木 光男	名古屋市港区大西一丁目 115番地
監事	山田 智	名古屋市港区川園一丁目 9番地
監事	成田 泰幸	名古屋市港区東茶屋二丁目 259番地の 2
監事	坂野 幸二郎	名古屋市港区川園三丁目78番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 6月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年 6月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第32号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第41号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第43号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第44号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第45号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市人事委員会の人事異動

二神 望委員は、令和 4年 6月12日選任された。

市橋 克哉委員長は、令和 4年 6月13日選挙された。

鈴木 典行委員は、令和 4年 6月13日委員長の職務を代理するものとして指定された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 4 年 6 月 16 日懲戒処分に付した。

令和 4 年 6 月 16 日

名古屋市教育委員会

所属及び任用段階	処分内容	処分理由
教育委員会吏員級	減給10分の 1、 1 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号